

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

1-1 はじめに

本市では、1997（平成9）年9月に「四街道市環境基本条例」を制定し、1998（平成10）年に「四街道市環境基本計画」を策定しました。2014（平成26）年には、「みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち」を望ましい環境像とした「第2次四街道市環境基本計画」（以下「前計画」といいます。）を策定し、各種の環境施策を推進してきました。

SDGs（持続可能な開発目標）の採択やパリ協定の発効等、世界では持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、国も2050年カーボンニュートラル宣言や気候変動への適応、食品ロスやプラスチックごみへの対応等、環境課題の解決に向けた政策を打ち出しています。

さらに、少子高齢化、人口減少社会への移行、そして新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新たな生活様式・ニューノーマルな時代への突入と、社会的状況も大きく変化しています。

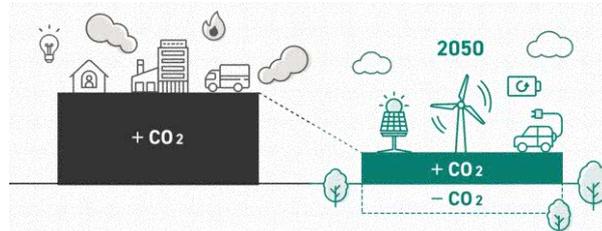
このような背景を踏まえ、前計画の計画期間が2023（令和5）年度で終了することから、国内外の社会情勢や新たな環境課題に対応するために「第3次四街道市環境基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定し、市民・事業者・市の協働により、環境の保全、回復及び創出に資する取組みを充実させ、推進していきます。

四街道市環境基本条例第3条（基本理念）

- 第3条 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受でき、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行わなければならない。
 - 3 環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行わなければならない。
 - 4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

コラム：カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることです。



出典：環境省ホームページ「脱炭素ポータル」
(https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/)

1-2 国内外を取り巻く動向

前計画策定から10年の間に、市をとりまく環境や、地球規模での環境問題に対する国際的な動向、国や県等の政策は大きく変化しています。

【国際的な動向】

2015（平成27）年の国連サミットにおいて、2030（令和12）年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：以下「SDGs」と表記します。）が掲げられました。

2015（平成27）年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定では、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことが示され、世界では温室効果ガスの排出量削減に向けた動きが加速しています。

2022（令和4）年にカナダ・モントリオールで開かれた生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された2030（令和12）年までの新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」には、2030（令和12）年までに地球の陸域と海域の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30 by 30目標」をはじめとする23のターゲット（行動目標）が示されています。

また、資源・エネルギーや食料需要増大、プラスチックをはじめとした廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」（サーキュラーエコノミー）への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

【国の動向】

国においては、2018（平成30）年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、同年6月には気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を規定した「気候変動適応法」が制定されました。また、2020（令和2）年には「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、目標実現に向けて「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正や地球温暖化対策計画の改訂が行われました。

2019（令和元）年には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」といいます。）が、2022（令和4）年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」といいます。）が施行され、食品ロス削減や使い捨てプラスチックの使用削減の取組みが広がっています。

2023（令和5）年に策定された「生物多様性国家戦略2023-2030」においては、生物多様性の損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応とネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた社会の根本的変革を強調しており、その実現のための5つの基本戦略と「30 by 30目標」を提示しています。

【県の動向】

県においては、2019（平成31）年3月に「第三次千葉県環境基本計画」を策定し、「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』」の実現に向けて、基本目標として、「地球温暖化対策の推進」「循環型社会の構築」「豊かな自然環境の保全と自然との共生」「野生生物の保護と適正管理」「安全で安心な生活環境の保全」の5つを掲げ、特定の施策が複数の異なる課題を解決できるよう、「経済」

「地域づくり」「暮らし」「人づくり」に関する4つの分野横断的なテーマを設定し、多角的に施策を展開することで環境・経済・社会的課題の同時解決を目指す取組みが進められています。

2023（令和5）年3月には、2016（平成28）年に策定した「千葉県地球温暖化対策実行計画」を改定し、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出削減目標を見直すとともに、再生可能エネルギー等の活用や省エネルギーの促進等の各施策の実施に関する目標を新たに設定し、県における温室効果ガス排出量の更なる削減に向けた取組みを推進しています。

【市の状況】

本市においては、2014（平成26）年に策定した「四街道市総合計画」に基づき環境保全や循環型社会を実現するためのまちづくりに取り組んできたところであり、2024（令和6）年策定の新たな「四街道市総合計画」に引き継がれました。

2016（平成28）年には「四街道市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、2021（令和3）年の中間見直しにおいては同計画を「食品ロス削減推進法」に基づく「四街道市食品ロス削減推進計画」として位置づけました。

2020（令和2）年4月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「四街道市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定し、同年7月には「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。また、2023（令和5）年には「四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」を策定しました。

1-3 策定の視点

本計画の策定にあたっては、以下の視点を取り入れています。

環境・経済・社会の統合的課題解決の考え方を取り入れた計画

環境対策は、温室効果ガスの排出削減や緑地の保全、生活環境の良好化といった直接的な効果だけでなく、地域の防災・減災や経済活性化等、地域の社会や経済等の様々な課題解決にもつながります。

本市においても、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、市の施策全体を環境面から支えるとともに、環境施策の実施が、社会・経済等の複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを庁内及び市民や事業者等各主体と共有し、環境面以外でも連携を強化したうえで計画の推進を図ります。

2050年カーボンニュートラルの実現

本市は2020（令和2）年7月にゼロカーボンシティを宣言したことから、2050（令和32）年のカーボンニュートラル実現に向けた未来戦略を示すとともに、国の中期目標年度である2030（令和12）年までを取組みの加速期間として位置付け、地球温暖化対策の強化を図り、具体的な取組みを示します。

気候変動に適応するレジリエント^{※1}なまちづくり

顕在化している気候変動の影響については、自然災害や健康への影響等の本市における気候変動リスクを把握したうえで、多様なリスクに対応していく必要があります。防災・減災につながるグリーンインフラ^{※2}や災害時の自立電源の確保が可能となる自立・分散型のエネルギー等を有効に活用して、災害にも対応できるレジリエントなまちづくりを目指します。

※1 レジリエント：弾力や柔軟性があるさまを意味し、「レジリエントなまち」とは、自然災害等が発生しても都市機能が壊れにくく、さらに、壊れてしまってもすぐに回復する強さ（しなやかさ）を持った「まち」のことをいう。

※2 グリーンインフラ：自然環境が持っている多様な機能（生物多様性の保全、気候変動影響の緩和、レクリエーション等）をインフラとして積極的に活用し、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。例えば、屋上緑化や敷地内緑化を行うことで、ヒートアイランド対策や雨水の貯留効果による水害の予防、さらに地域に住む人の癒しや賑わいを生む等の効果が得られる。

成果指標の新たな設定

望ましい環境像の実現に向けた達成度合いや施策の実施効果を検証する観点から、アウトカム指標（施策の成果を測る指標）を新たに設定し、施策の進捗状況を把握していきます。

1-4 計画の目的

本計画は、四街道市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創出に関し、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

計画の策定に当たっては、地球規模での環境問題に対する国際的な動向、国や県等の政策の動向を踏まえつつ、本市が抱える環境課題に対して実効性のある計画となるよう、長期的な目標及びその目標を実現するための施策の方向を定めます。

2 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

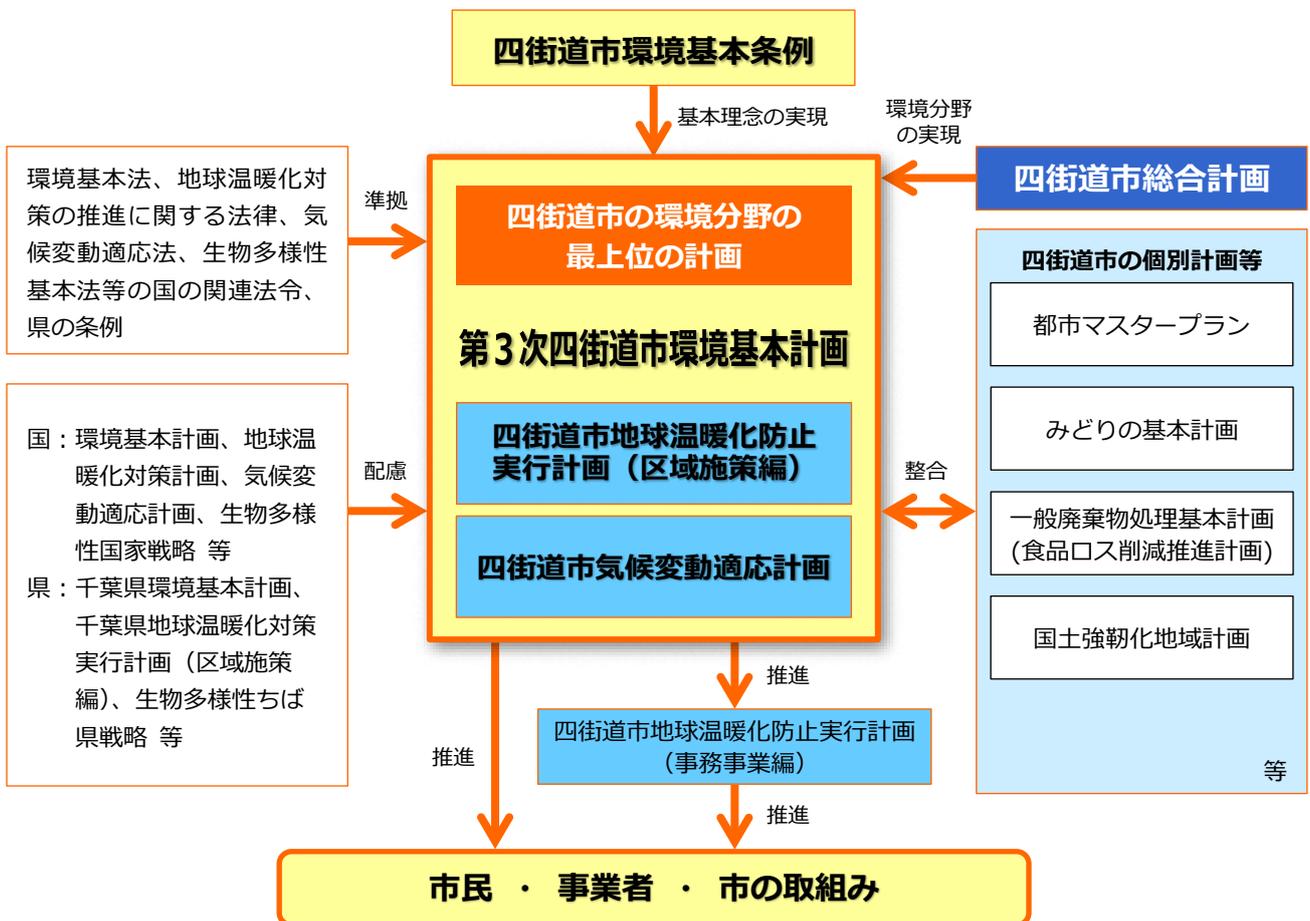
本計画は、四街道市環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全、回復及び創出に関する施策を示すとともに、市民・事業者・市のそれぞれが担うべき取組みを明示するものです。本市のまちづくりの最上位計画である「四街道市総合計画」に掲げる環境施策を実現するための計画でもあり、本市の環境に関連する計画においては最上位に位置づけられます。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づく「四街道市気候変動適応計画」（新規計画）を包含した計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定する環境に関連するその他の計画や各種事業計画等と整合を図っています。

また、本計画の推進にあたっては、SDGsの達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組みを実施します。

図表 1.1 第3次四街道市環境基本計画の位置づけ



2-2 計画の期間

本計画の期間は、四街道市総合計画の第1期第2期基本計画の期間との整合を図り、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間とします。

なお、環境や社会経済状況の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

2-3 計画の対象

本計画で対象とする地域は、原則として四街道市全域とします。

対象分野は、①脱炭素化 ②自然共生 ③資源循環 ④生活環境保全 ⑤環境行動の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

下図は、環境行動の分野が、他の4つの分野に密接に関わっていることを表しています。

図表 1.2 第3次四街道市環境基本計画の対象分野

